

過疎対策等の推進に関する重点提言

過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域等の振興については、実効性ある対策を中長期的観点に立ち、計画的・継続的に講じる必要があることから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
2. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
また、過疎地域等における各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。
3. 過疎地域の企業誘致と雇用拡大を図るため、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置について適用期間を延長すること。